

## 指名競争入札・随意契約（電子入札案件）の流れ

### ①指名通知・見積依頼通知

電子入札システムにより指名業者・見積依頼業者へ通知

### ①指名通知

「電子入札システム」により指名業者・見積依頼業者へ通知します。

#### 【紙入札方式による入札参加の場合】

ICカードの申請中などの理由で電子入札システムに登録がない場合は、紙で通知書を送付します。

### ②設計図書等閲覧

入札情報公開システムよりダウンロード  
※設計図書等のダウンロード用のパスワードは通知内に掲載

### ②設計図書等閲覧

「入札情報公開システム」から設計図書等のダウンロードを行ってください。パスワードの入力を求められますので通知に記載のパスワードを入力してください。

### ③質問書提出・回答

受付期間内に電子入札システムにより質問を提出  
回答期限までに情報公開システムにより回答

### ③質問書提出・回答

受付期間内に「電子入札システム」により質問を提出してください。回答期限までに「情報公開システム」の発注情報に回答を掲載します。

### ④入札書・見積書提出

受付期間内に電子入札システムにより入札書を提出 → 入札書・見積書受付票の確認  
※入札書の修正、差替え不可！！  
※くじ入力番号の入力、内訳書データ添付が必要

### ④入札書・見積書提出

通知に記載された受付期間中に「電子入札システム」により入札書・見積書を提出してください。

#### 【紙入札方式による入札参加の場合】※当面の間

「紙入札方式承認願」を提出(FAX)し承認を受けた後、紙入札書を財政課契約係へ直接提出してください。

※宣誓書の提出が不要になります。

### ⑤開札

開札日時に二本松市役所財政課で電子入札システムにより開札

### ⑤開札

公告に記載された開札日時に二本松市役所財政課で「電子入札システム」により開札します。

#### 【紙入札方式による入札参加の場合】

電子入札開札の執行前に、担当職員が紙入札書・紙見積書を開封し、入札金額及びくじ入力番号を「電子入札システム」に入力します。

### ⑥落札決定

電子入札システムにより落札決定通知発行  
⇒ 契約手続き

### ⑥落札者決定

審査の結果、落札が決定しましたら「電子入札システム」より落札決定通知書を発行します。

※紙入札方式による入札参加の場合は、別途連絡します。

※再入札、低入札価格調査、不調となった際は、開札後に「電子入札システム」により通知が届きますので通知をご確認ください。